

議案第 88 号

愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少
及び規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、
令和3年3月31日をもって愛知県市町村職員退職手当組合から尾張市町
交通災害共済組合を脱退させることとし、愛知県市町村職員退職手当組合
規約を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和2年8月26日提出

岩倉市長 久保田桂朗

愛知県市町村職員退職手当組合同約の一部を変更する規約

愛知県市町村職員退職手当組合同約（昭和33年愛知県市町村職員退職手当組合同約第1号）の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2の3区の項中「北名古屋水道企業団 尾張市町交通災害共済組合」を「北名古屋水道企業団」に改める。

附 則

- 1 この規約は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規約による変更後の愛知県市町村職員退職手当組合同約別表第2の規定は、令和3年4月1日以後最初に実施される議員の選挙から適用する。